



平成26年9月10日

各位

会社名 株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス

代表者名 代表取締役社長 鈴木 賢

(コード番号 3151 東証1部)

問合せ先 取締役総務担当 経営企画部長 兼 総務部長 津越 正朗

TEL 022-218-6132

株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス2020年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成26年9月10日開催の取締役会において、2020年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）額面総額100億円の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループは、健康で豊かな社会の実現に貢献することを企業理念とし、平成21年4月の設立以来、グループ全体が相互連携することでシナジーを発揮させ、事業基盤の強化を図ってまいりました。

これまでに築き上げた地域における存在感やお得意先との信頼関係をさらに発展させ、医薬品卸売事業において顧客とWin-Winの関係を構築することを目指し、平成25年4月には、第2次中期経営計画(2013-2015)『ヘルスケア・コーディネーターへの挑戦！～さらに深化する地域密着のカタチ～』がスタートしました。地域や顧客との一層強固な関係づくりを目指したグループ経営戦略の展開、当社のガバナンス強化とシナジーの追求、組織及びシステムの統合によるコストの削減、を基本方針とし、以下の課題に取り組んでおります。

●グループ全体戦略

- ① 地域の医薬品卸売企業の将来的な姿として、当社では国の医療政策である「医療提供体制の整備」や「地域包括ケアシステム」に対応した「地域のヘルスケア・コーディネーター」を目指し、地域の病診連携や医療介護連携の重要な担い手になります。
- ② 医薬品卸売事業の再編によるプレゼンスの向上とシナジーの追求を目指します。
- ③ 当社と主要子会社の本社管理機能を統合し、よりスリムで効率的な、かつ、ガバナンスを強化した組織にします。
- ④ グループ企業群を再編し、より効率的でダイナミックなグループ運営を目指します。

●医薬品卸売事業戦略

営業地盤における安定的なシェアを維持するため、VKマーケティング(注1)や顧客深耕プログラム(注2)などの営業戦略を展開すると共に、市場の拡大が望める関東エリアでの営業力を強化します。また、物流・事務の効率化やローコスト化を図る一方、災害等への危機対応能力を備えた新物流センターの建設やコールセンターの設置等を進めます。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

●その他事業戦略

サービス付き高齢者専用住宅事業や介護事業など地域包括ケアシステムに関連した事業等に投資し収益機会を拡大すると共に、本業の医薬品卸売事業とのシナジーも追求します。

上記、グループ全体戦略及び医薬品卸売事業戦略に関連した重点施策の一つであります次期統合システムの構築や宮城物流センターの建設等への資金投下を積極的に実施するとともに、資本効率の向上と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行することを目的として、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

(注1) 営業担当者が顧客ごとの損益状況を把握し、顧客の特性に応じた戦略を立案・実行するために、当社が独自に開発した営業戦略システムです。

(注2) 在庫管理システム「POWERS」「ファルネット」、顧客の集客支援ツール「Meron」、当社の連結子会社である株式会社医療経営研究所による顧客に対するコンサルティング等、当社独自の顧客支援システムやツールを活用して、顧客との関係をより一層強化し、売上や利益の拡大を図るためのプログラムです。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債発行による発行手取金約100億円の使途は、以下を予定しております。

- ① バイタルケーエスケー・ホールディングスの次期統合システムの構築に、平成 27 年9月までに約 20 億円を充当する予定です。
- ② 当社の連結子会社である株式会社バイタルネットの医薬品卸売事業の宮城物流センターの建設に平成 26 年 10 月までに約 30 億円を、当社子会社の外部借入金の返済等に平成 29 年3月までに約 20 億円を、それぞれ充当する予定です。
- ③ 資本効率の向上を目的として平成 26 年9月 11 日に行われる予定の自己株式取得の資金として、約 30 億円を充当する予定です。本新株予約権付社債の払込期日以前に自己株式を取得する予定であるため、当社はかかる資金を当社子会社運転資金からの借入金でまかなう予定です。このため上記発行手取金は、当該自己株式取得に伴う当社子会社からの借入金の返済に充当する予定です。

なお、自己株式の取得は平成26年9月11日のみを予定しているため、買付金額の総額が上記の金額に達しない可能性があります。その場合、残額を当社及び当社子会社の事業運転資金の一部に充当する可能性があります。

【本スキーム(新株予約権付社債発行と自己株式取得の組合せ)の狙い】

当社は、新株予約権付社債の発行と自己株式の取得を組み合わせたスキーム(以下「本スキーム」という。)により、本新株予約権付社債の発行を行う予定です。

当社は、今後の業績拡大に資する成長資金の確保と資本効率の向上を図るため、負債性資金調達と自己株式取得を組み合わせた本スキームが、最も適した手法であると判断しました。

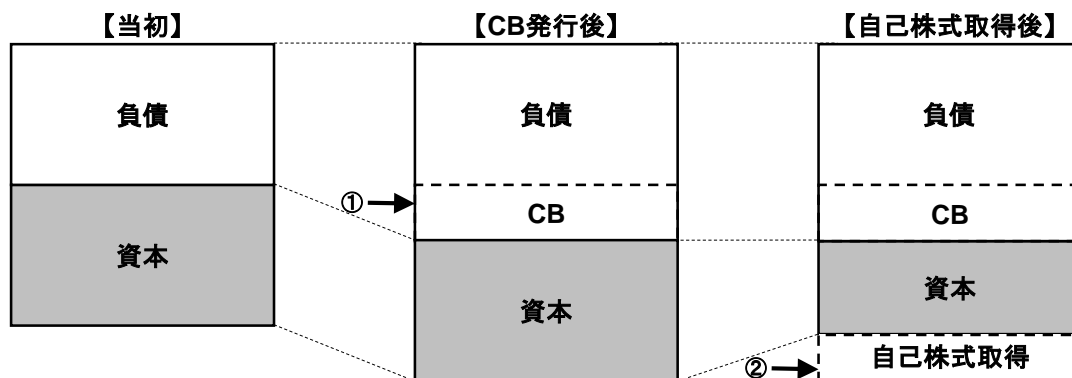
本新株予約権付社債については、以下の特徴を有しており、当社は低コストかつ希薄化を抑制できる本新株予約権付社債の発行と併せて自己株式の取得を行うことで、自己資本利益率(ROE)や1株当たり当期純利益(EPS)など資本効率の向上を図ることが可能であると考えております(本新株予約権付社債発行と自己株式取得については、下記の本スキーム概念図をご参照ください。)

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

- ① 本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンで発行されるため、金利コストの最小化が図られること。
- ② 本新株予約権付社債は、時価を上回る転換価額の設定により、発行後の1株当たり利益の希薄化を抑制する効果が期待されること。

なお、自己株式取得については、本日、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を30億円とする、事前公表型自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を利用した自己株式取得を平成26年9月11日に行うことを決定しました。

本新株予約権付社債(CB)発行と自己株式取得の概念図



① 負債の増加[負債性の低利資金調達:CB発行(ゼロ・クーポン、時価を上回る転換価格)]

② 資本の減少[自己株式取得による資本の減少]

③ 以上の実施により見込まれる効果

- 負債増加、資本減少による資本コストの低減
- 資本減少による株主資本利益率(ROE)向上
- 自己株式取得による一株当たり利益(EPS)の増加

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

記

1. 社債の名称
2020年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社債の払込金額
本社債の額面金額の100.5%(各本社債の額面金額1,000万円)
3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
4. 社債の払込期日及び発行日
2014年9月26日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
5. 募集に関する事項
 - (1) 募集方法
Nomura International plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Mizuho International plc 及び SMBC Nikko Capital Markets Limited(以下「幹事引受会社」と総称する。)の総額個別買取引受けによる欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。
 - (2) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)
本社債の額面金額の103.0%
6. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数
本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数100株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (2) 発行する新株予約権の総数
1,000個及び代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券(下記7.(7)に定義する。)の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円を除した個数の合計数
 - (3) 新株予約権の割当日
2014年9月26日
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
 - (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。
 - (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役鈴木賢が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値(以下に定義する。)に1.0を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。
 - (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{発行又は} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\text{時価}}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数} \end{array}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間
2014年10月10日から2020年9月14日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①下記7.(4)(イ)乃至(ホ)記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、下記7.(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記7.(4)(へ)記載の本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が下記7.(9)記載の財務代理人又はその他の代理人に預託された時まで、③下記7.(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④下記7.(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、2020年9月14日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等（下記7.(4)(ハ)に定義する。以下同じ。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- (7) その他の新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て合理的な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して下記7.(4)(ハ)(b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

100億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2020年9月28日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負い、かつ、当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6.(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6.(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパーティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の150%とする(但し、償還日が2020年9月15日から同年9月27日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役 鈴木賢が、当社取締役会の授権に基づき、上記6.(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(二) 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の150%とする。(但し、償還日が2020年9月15日から同年9月27日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。))で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由(下記(ホ)に定義する。以下同じ。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(二)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該60日間の最終日から14日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(二)記載の償還義務及び上記(ハ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の150%とする。(但し、償還日が2020年9月15日から同年9月27日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。))で繰上償還するものとする。

(ヘ) 新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2018年9月26日(以下「本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日」という。)に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに下記(9)記載の財務代理人又はその他の代理人に預託することを要する。

但し、当社が上記(イ)乃至(ホ)に基づく繰上償還の通知を行った場合には、本新株予約権付社債

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

権者の選択による繰上償還日前に当該通知が行われている限り、当該通知と本(へ)に基づく通知の先後関係にかかわらず、本(へ)に優先して上記(イ)乃至(ホ)に基づく繰上償還の規定が適用される。

- (ト) 当社が上記(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。(但し、上記(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。)

また、当社が上記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ニ)(イ)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、以後上記(イ)又は(ロ)に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

(5) 新株予約権付社債の買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより下記(9)記載の財務代理人に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、当該本社債につき期限の利益を失い、その額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 新株予約権付社債に係る財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人

The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch

(10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

MUFG Union Bank, N.A.

(11) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 財務上の特約

担保設定制限が付与される。

(13) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

8. 上場取引所

該当事項なし。

9. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【ご 参 考】

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債発行による発行手取金約100億円の使途は、以下を予定しております。

- ① バイタルケーエスケー・ホールディングスの次期統合システムの構築に、平成27年9月までに約20億円を充当する予定です。
- ② 当社の連結子会社である株式会社バイタルネットの医薬品卸売事業の宮城物流センターの建設に平成26年10月までに約30億円を、当社子会社の外部借入金の返済等に平成29年3月までに約20億円を、それぞれ充当する予定です。
- ③ 資本効率の向上を目的として平成26年9月11日に行われる予定の自己株式取得の資金として、約30億円を充当する予定です。本新株予約権付社債の払込期日以前に自己株式を取得する予定であるため、当社はかかる資金を当社子会社運転資金からの借入金でまかなう予定です。このため上記発行手取金は、当該自己株式取得に伴う当社子会社からの借入金の返済に充当する予定です。
なお、自己株式の取得は平成26年9月11日のみを予定しているため、買付金額の総額が上記の金額に達しない可能性があります。その場合、残額を当社及び当社子会社の事業運転資金の一部に充当する可能性があります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置づけ、継続的かつ安定的な配当を行うとともに、長期的な視点による企業価値の最大化のため内部留保の充実にも努めてまいります。また、内部留保金は企業競争力強化による利益拡大を目指して最も効果的な投資に充当してまいります。なお、配当の決定機関は、中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定に際しては、上記方針に基づき、経営環境及び業績等を勘案して決定してまいります。

(3) 内部留保資金の使途

上記2.(1)をご参照ください。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり連結当期純利益	53.23円	65.95円	71.96円
1株当たり年間配当金 (内、1株当たり中間配当金)	12.00円 (6.00円)	14.00円 (6.00円)	16.00円 (8.00円)
実績連結配当性向	22.5%	21.2%	22.2%
自己資本連結当期純利益率	5.9%	6.5%	6.5%
連結純資産配当率	1.3%	1.4%	1.4%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益を自己資本(純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金総額を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	676円	690円	874円	779円
高 値	730円	928円	956円	930円
安 値	524円	624円	628円	689円
終 値	705円	872円	779円	921円
株価収益率	13.2倍	13.2倍	10.8倍	—

- (注) 1. 平成27年3月期の株価については、平成26年9月9日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
3. 株価は全て、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価であり、それぞれ、決算期間(4月1日から3月31日まで)の始値、高値、安値、終値及び株価収益率を表示しております。

(4) ロックアップについて

当社株主である有限会社鈴彦、鈴木賢及び有限会社クエコは、本新株予約権付社債に係る引受契約の締結日から払込期日後90日間を経過するまでの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わず、又は行わせない旨を合意しております(但し、単元未満株主の買取請求による当社に対する単元未満株式の売渡し、当社による自己株式の取得に応じた当社普通株式の売渡し、その他日本法上の要請による場合等を除く。)

当社は、ロックアップ期間中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等を行わない旨を合意しております(但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、株式分割に基づく当社普通株式の発行、その他日本法上の要請による場合等を除く。)

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。